

職員の懲戒処分について（令和8年4月教育委員会定例会）（議案第3号関係）

No.	1
処分年月日	令和8年4月20日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和8年2月15日（日）午前3時45分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、盛岡市大沢川原の市道を走行中、警ら中の警察官から職務質問を受け、呼気検査が行われた結果、呼気1リットル当たり0.27ミリグラムのアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生年月日	令和8年2月15日（日）
被処分者の氏名	有谷 拓夢
被処分者の年齢	28歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	岩手県教育委員会事務局教職員課
被処分者の職	主事
備考	—